

地域観光緊急支援事業

「県民支えあい 信州割SPECIAL」

＜宿泊割 旅行会社向けマニュアル＞

割引適用可能期間

令和3年6月18日(金)~令和3年12月23日(木) 宿泊分まで(予定)

※予約受付期間：令和3年6月18日(金)~12月23日(木)までの新規予約分
【令和3年10月7日(木)以前の予約分は、令和3年12月28日(火) 宿泊分まで】

※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には本事業を終了します。

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

2021.10.6更新版

<事業概要>

事業の通称	「県民支えあい 信州割SPECIAL」事業
事業実施期間	令和3年6月18日（金）～令和3年12月23日（木）予約・宿泊分まで（予定） ※令和3年10月7日（木）以前の予約分は令和3年12月28日（火）宿泊分まで ※上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。

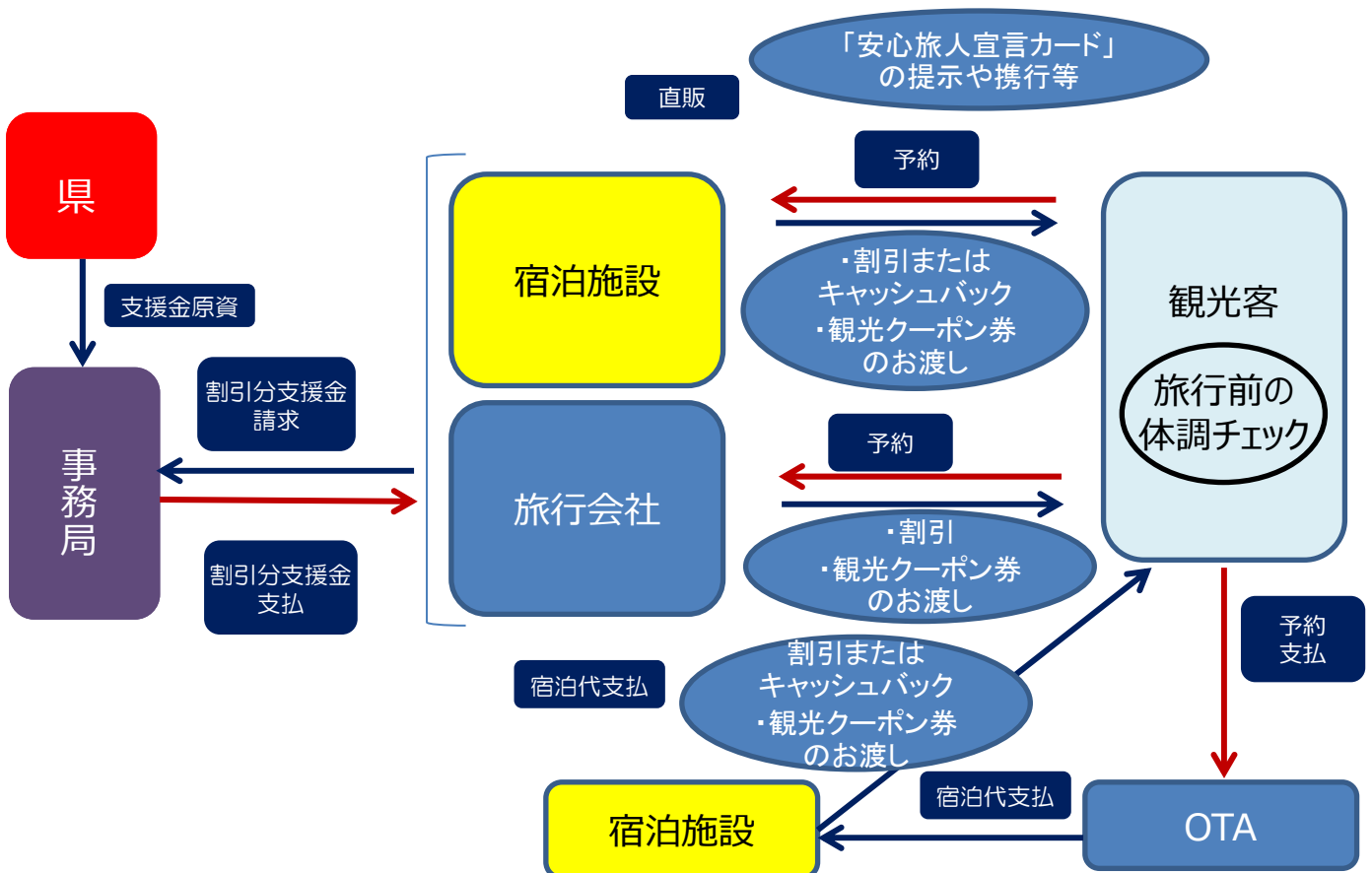
趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい環境にある観光産業を応援するため、長野県内在住者を対象とした宿泊旅行代金の割引を行う事業者、及び地域の観光事業者で使えるクーポンの配布により利用料金の割引を行う事業者に対し支援を実施する。

■実施内容

地域観光緊急支援事業（「県民支えあい信州割SPECIAL」事業）は、県内在住者の宿泊旅行代金の割引及び地域の観光事業者で使用できる観光クーポンを提供することによる利用料金の割引を実施するものとする。

■実施体制



<支援対象>

■対象事業者（「実施要綱」抜粋）

- ・支援金の交付の対象となる対象事業者は、事務局との間に生じるすべての手続きにおいて日本語で対応することができ、登録完了後に速やかに事業実施が可能であること。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努め、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内・店頭に掲示すること。
- ・「信州の安心なお店認証制度」の参加事業者受付開始後速やかに申請を行うこと。
- ・旅行業法第3条に規定する登録を受けており、長野県内に営業所を有している旅行会社であること。
- ・旅行者に対して居住地の確認ができる者、長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示や携行など感染防止の協力を依頼できる者。

■支援対象経費（「実施要綱」抜粋）

- ・支援対象経費は、県内在住者が長野県内に1泊以上する県内の宿泊旅行代金とする。
- ・一社あたり（複数の支店がある旅行会社は一支店あたり）の上限泊数は1,200人泊までとする。
（上限を超えての申請には応じられませんのでご注意ください。）
- ・対象事業者は本事業であることを明らかにするため、本来の価格又は割引後の販売価格と併せ、割引金額となる支援金額を消費者が明確に認知できるようにすること。
- ・次の各号のいずれかに該当するものは、対象から除くものとする。
 - (1) 国、長野県が事業参加者の宿泊費等の直接経費の全部又は一部を負担して実施するもの
 - (2) 国、長野県が他の団体に業務を委託して前号と同様に実施するもの
 - (3) 旅行（体験・飲食含む）催行の実現性が低いと判断されるもの
 - (4) 国が実施するGoToトラベル事業で割引されたもの
 - (5) 観光を主たる目的としていない宿泊旅行
 - (6) その他、長野県及び事務局が不相当と認めるもの
 - (7) 県外を経由する旅行（ただし、県内目的地に行くために、県外を経由するしか方法がない場合には、認めるものとする）

＜支援対象＞

追記(重要)

■割引対象者

・割引を行う対象者は、**県内在住者**であり、長野県が作成する「安心旅人宣言カード」の提示などの感染防止対策への協力が得られる者に限ります。

※予約期間により割引対象者の条件が異なります。(表1参照)

■割引対象期間

令和3年6月18日(金)～令和3年12月28日(火)

※予約期間により、割引対象期間が異なります。(表1参照)

表1

予約期間	割引対象者の条件	宿泊対象期間	備考
R3/6/18～R3/7/25 までの予約分	同居の家族限定	R3/6/18～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/7/26～R3/8/10 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/7/26～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/8/11～R3/9/26 までの予約分	同居の家族限定	R3/8/11～R3/12/28	1名での利用も含む
R3/9/27～R3/10/7 までの予約分	同居の家族 または1室2名以下	R3/9/27～R3/12/28	未就学児は人数のカウントに含みません 1室3名以上の宿泊は割引の対象となりません
R3/10/8～R3/12/23 までの予約分	長野県在住の方	R3/10/8～ R3/12/23	割引の対象期間は R3/12/23宿泊分まで

■注意事項

- ・令和3年6月18日～令和3年10月7日までに予約された旅行者が令和3年10月8日以降に宿泊日を変更される場合、宿泊対象期間は**令和3年12月23日まで**となります。
- ・コロナの感染状況及びGoToトラベル事業の再開の状況によっては、本事業を中止することがあります。
- ・**上記期間に限らず、予算の上限に達した場合には、本事業を終了します。**

<割引方法>

■割引額 ★一人当たり1旅行2泊まで

1人1泊当たりの宿泊旅行代金	1人1泊当たりの割引額
5,000円以上10,000円未満	2,500円
10,000円以上	5,000円

■割引の方法は以下の通りお願いします。

・旅行代金支払い時に割引を行ってください。

- ※割引を行う際は、必ず身分証明書の提示を受けるなど、原則として同居する県内在住者かどうかの確認を行ってください。
- ※旅行会社を通して予約を行う場合、旅行者は宿泊施設でのキャッシュバックは受けられませんので必ず旅行会社で割引対応をしてください。
- ※**宿泊旅行代金割引の対象となるのは、長野県内の宿泊施設に宿泊するものに限りです。**

※併用の可否について

市町村で実施している宿泊割引との併用は、県としては可能ですが、必ず各市町村に対しても併用可能かご確認ください。
ただし、**GoToトラベル事業及び「信州の宿 県民応援前売割」との併用はできません。**

【宿泊旅行代金に含まれないもの】

- ① 換金性の高いもの
 - ・金券類（Q U Oカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
 - ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
 - ・収入印紙や切手
- ② 上記のほか、事務局が対象商品として適切でないと認めるもの

※なお、②に基づいて、個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断することとし、その基準・考え方については以下のとおり明確化します。

【事務局が対象商品として適切であると認めるか否かの基準・考え方】

- ① 観光を主たる目的としていること
- ② 感染拡大防止の観点から問題がないこと
- ③ 旅行商品に含まれる商品やサービスの価額が通常の宿泊料金の水準を超えないこと
- ④ 旅行者自身が旅行期間中に購入又は利用するものであること

各旅行商品については、上述の基準・考え方に照らして個別具体的に支援の対象外とするか否かを判断いたしますので、支援の対象になるか判断に迷われる場合には、事務局にメールまたはFAXにてご相談していただくようお願いします。

表1 1人1宿泊旅行あたりの支援額（割引額）早見表

種類	旅行形態	1旅行（宿泊）1人当たりの支援限度額
宿泊旅行	宿泊旅行1人当たり 10,000円以上	5,000円
	宿泊旅行1人当たり 5,000円以上10,000円未満	2,500円
観光クーポン	<p>1つの割引につき2,000円/1セット（500円×4枚綴り） ※割引対象者にのみお渡しください。 ※残ったクーポンは事務局に返却いただきますので、必ず1割引当たり1セット（500円×4枚綴り）のお渡しをお願いします。</p>	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>●注意事項 > 本券は、長野県内にお住まいの方（在留外国人の方を含む）に限り有効です。 > 他割引や他クーポン等との併用の可否は店舗によって異なりますので、事前にご利用店舗にご確認ください。 > 住所や電話番号を正確に入力いただく必要があります。 > 割引目的の本券の転売はいかなる場合でも認められません。 > ネットオークション等で転売されたチケットは無効となります。 > 転売により購入されたチケットのトラブルについては一切の責任を負いません。 > 本券は、記載されている有効期限内にご利用いただけます。 > 有効期限の記載のないものは、無効となります（必ず有効期限または旅行会社で記載してください）。 > 本券の盗難・紛失に対して、発行者は一切の責任を負いません。あらかじめご了承ください。 > 本券は、未使用であっても払い戻ししません。また、現金との引き換え、つり替えを受け取ることはできません。 > 本券は、宿泊・旅行代金の支払いには使用できません。</p> <p>●本券の利用可能店舗はホームページでご確認ください。 http://tabi-susume.com/</p>	

旅行代金精算時に有効期限を記入したもののお客様へ必ずお渡しください。

観光クーポン券について

・本事業には宿泊割引に加えて観光クーポン券（一人1泊当たり2,000円分）が付帯しております。

●クーポン券お渡し時の注意点

※観光クーポン券はお客様の精算時に**割引対象のお客様にのみ1宿泊（割引）あたり1セット（500円×4枚綴り）**を渡してください。

例）大人2名（割引前宿泊代金@10,000円）+子供1名（割引前宿泊代金@4,000円）で2泊の場合、お渡しするクーポン券は割引対象の大人2名×2泊分、合計4セット/（500円×4枚綴り）になります。

※この観光クーポン券には有効期限があります。

- ・有効期限は旅行者の宿泊旅行期間（出発日～帰着日）になります。
- ・観光クーポン券に有効期限を**押印**または**手書き**で記入して下さい。
- ・**有効期限の記入がない観光クーポン券は無効**となりますので、必ず各旅行会社でご記入下さい。
- ・観光クーポン券の**最終の有効期限は12/29（水）**となります。

例）12/28（火）～12/30（木）宿泊の場合クーポン券の有効期限は12/28（火）～12/29（水）までです。

※観光クーポン券については「県民支えあい県民宿泊割」(2/19～3/31)の実績に応じて初回の送付を致しますが、枚数が足りない場合や追加されたい場合はホームページの追加申請フォームより申請してください。

（初回発送分を含め1施設あたり**最大1,200セット**を送付致します。）

※利用可能店舗に関してはURL<https://tabi-susume.com/kankosearch/>をご確認ください。

<重要>

最終的に余ったクーポン券は令和4年1月21日（金）までに事務局宛にご返送をお願い致します。（送料は事業者様負担でお願い致します。）

返送先：〒381-2247 長野県長野市青木島4-4-9
NTTロジスコ信越支店内「信州割SPECIAL事務局」宛

※割引実績とご返送頂くクーポン券の枚数に相違があった場合、不足額分を補填して頂く場合がございます。適切にクーポン券を管理頂きますようお願い致します。



- ・有効期間は宿泊者の出発日～帰着日までです。
押印または手書きにて有効期限を記入してください。
- ※但し最終の有効期限は12/29（水）までですご注意ください。

<注意事項>

■ 感染防止対策の徹底について

各旅行会社で感染防止対策の徹底をお願いします。
また、「新型コロナ対策推進宣言」として宣言書を店内、店頭に掲示するとともに、「信州の安心なお店認証制度」の受付開始後に速やかに申請を行ってください。

〔申請ページ〕<https://shinshu-anshin.net/>

■ 割引にあたって

- ・旅行者お一人様の割引上限は、**1旅行につき2泊まで**となります。
- ・旅行者の住所確認について

「県民支えあい 信州割SPECIAL」事業は県内在住者が対象となります。

該当商品を販売する宿泊事業者様及び旅行会社様は、申込者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるなど、住所確認をお願いします。

団体・グループ手配の場合、申込代表者から運転免許証など身分証明書の提示を受けるとともに、他の参加者についても代表者の責任のもと該当居住地の方であることの確認を行ってください。

- ・旅行者への感染防止の依頼について

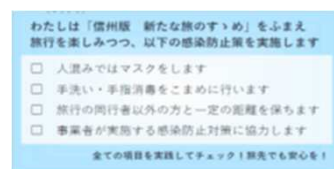
お申込時に旅行者に対して長野県が作成した「安心旅人宣言カード」の提示及び携行などの依頼をしてください。

【掲載ページ 長野県HP】

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tabinosusume.html>



カード見本
←表 裏→



- ・価格表示について

販売にあたっては、当事業を適用していることを明示し、支援金額と割引後の価格が消費者に分かりやすい様に掲示してください。

例：販売料金 5,000円（「県民支えあい 信州割SPECIAL」5,000円分の割引適用後の価格です）

- ・取消料は、観光庁の見解により「割引後」の販売価格を算出基準とすることとされています。ただし、あらかじめ取消料基準を明確にお客様に示し、誤解を与えることがない場合に限り、対象事業者の判断にて「割引前」で算出することができます。

＜注意事項＞

■実績報告のお願い

支援額の精算申請とは別に、全事業者様の販売状況を確認する為、お手数ではございますが、2週に一度実績報告をお願い致します。

事務局より「県民支えあい信州割SPECIAL」事業 販売進捗状況ヒアリングシートをメールにて各事業者様に送付致しますので、ご記入の上、下記の表の各日付までに事務局宛にメールにて(メールが不可の場合はFAXにて)、**販売状況を必ずご報告頂きますようお願い致します。**

※実績がゼロの場合も必ずご報告ください。

※各月の宿泊実績ではなく、事業実施期間内の予約実績累計のご報告をお願い致します。

※実績報告がない場合はクーポンの配布数を追加することができませんので、ご注意ください。

「県民支えあい信州割SPECIAL」事業 販売進捗状況ヒアリングシートは下記のURLからもダウンロードしていただけます。<https://tabi-susume.com>

また、割引人数が上限に達した場合は、事業ホームページの完売報告フォームへご入力をお願い致します。

実績報告日スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
5日 (月)	2日 (月)	13日 (月)	11日 (月)	8日 (月)	6日 (月)	4日 (月)
19日 (月)	16日 (月)	27日 (月)	25日 (月)	22日 (月)	20日 (月)	
	30日 (月)					

<注意事項>

■ 留意事項

以下の点について、ご留意願います。

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮し、旅行・宿泊業界が定める新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン等を参考に、安心・安全な販売手法に留意すること。
- ・不正利用が発覚した場合は、事務局は事実を確認の上、本事業で申請・利用した全ての支援金の返還を求めます。
- ・事務局にて定めたスケジュール等ルールに則って、適正な取り組みにご協力願います。
- ・事務局からの支援金額のお支払いは、できるだけすみやかに支払いを行います。
- ・本事業については、観光庁の「地域観光事業支援」を活用した事業です。
国の会計検査院の調査対象事業ですので、事業で使用した証票類は報告時に提出の必要がないものについても、支援を受けた翌年度から5年間の保管をお願いします。

■ 不正利用の防止について

(1) キャンセルに伴う不正の防止

お客様が、旅行・宿泊をキャンセルしたにもかかわらず、対象事業者が当該旅行・宿泊に係る支援金を請求していたことが発覚した場合、不正申請とみなし、支援金の全部又は一部の支払の停止、または支払済みの支援金についてその返還を求めます。

(2) ノーショウの防止

本事業の目的である長野県内の観光需要の早期回復という観点から、交通付き宿泊フリープラン等を購入するものの中には宿泊しない、いわゆるノーショウの発生防止対策をお願いします。

各対象事業者からの実績報告に基づく、事務局実績確認において宿泊実績がないと認められると判断した場合は、支援対象外となります。

(3) 事務局における実績確認

各対象事業者からご提出いただく実績報告書類をもとに、事務局にてルールに則った取り組みがなされているか確認を行います。不正利用が発覚した場合は、一部または全部の支援を対象外とし、支援金の返還を求めます。

また、ご報告いただいている内容が正当であるかの確認のため、

事務局（または県）による対象事業者への立ち入り検査や関係宿泊施設への宿泊実績確認を行う場合があります。

<請求手続きについて>

■ 支援額の請求申請について

お客様に割引をしていただいた支援額の請求申請については、**精算申請専用フォームを用いてWEBにて申請を受け付けます。**

<https://tabi-susume.com/biz-sws/>

■ 請求手続きのスケジュール

割引実績をお取りまとめいただき、以下のとおり実績の報告及び割引額分の請求手続きをお願い致します。

精算回	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
宿泊日時 (チェックイン(CI)日)	6/30(水) CI分まで	7/30(金) CI分まで	8/31(火) CI分まで	9/30(木) CI分まで	10/29(金) CI分まで
請求期限	7/16 (金)	8/20 (金)	9/17 (金)	10/15 (金)	11/19 (金)
精算回	第6回	第7回(最終)			
宿泊日 (チェックイン(CI)日)	11/30(火) CI分まで	12/28(火) CI 分まで			
請求期限	12/17(金)	1/21(金)			

※最終請求期限を過ぎると支援金の受付ができませんので必ず**令和4年1月21日(金)(必着)**までに請求手続きを済ませてください。いかなる場合もこれ以降の申請につきましては、支払い手続きができませんので、ご注意ください。

※上記表の各宿泊日(チェックイン日)分の請求の申請は各回請求期限までに、必ず申請をお願い致します。

■ 入金までのスケジュール

申請内容を審査の上、適正と判断したものについては速やかにお振込みを致します。
振込名義人名：「信州割スペシャル事務局」

■ 請求手続きに必要な提出書類

- ①実績内訳シート(様式第5号)・旅行会社用
- ②宿泊の実績及び割引をした実績が証明できる書類
- ③その他事務局が必要と認めるもの(②では確認できない項目がある場合に必要)
(お客様への旅行費用還元が確認できる書類等)

上記①実績内訳シートは下記のURLからダウンロードが可能です。

<https://tabi-susume.com>

②の書類はお客様のご旅行が(キャンセルされることなく)実際に行われたか、適正に割引が行われたか、また①実績内訳シートの記載内容が正しいかどうかを事務局で確認させていただき、ご提出いただきます。次項を参考にいただき、書類のご準備をお願いします。

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

- ①②はWEB申請同様
- ③実績報告書(様式第4号)
- ④信州割 支援金請求書兼委任状(様式第7号)

上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com>

＜支援を受けるための手続き＞

【②宿泊旅行実績及び割引をしたことが確認できる書類】

- 宿泊証明書 ■ 宿泊施設との精算に基づく精算書
- 旅行引受書又は申込書 ■ 旅行特別補償保険に関する書類
- お客様との旅行販売における領収証（旅行内容がわかるもの） など

上記の証明書類で確認できない項目がある場合は

【③その他事務局が必要と認めるもの】として以下の書類を追加提出

- お客様への旅行請求書（内訳記載があり、割引前後の料金が確認できるもの）
- 「県民支えあい 信州割SPECIAL」商品パンフレットやWEB案内画面キャプチャーなどの商品告知物（料金の記載があるもので割引後の金額が明確なもの） など

※実績報告に必要な提出書類につきましても原則、**精算用フォームに添付していただきWEBにて精算申請をお願い致します。**

WEBでの申請が不可な事業者様に限り下記の様式をご準備いただき郵送にてお送りください。（送料は事業者様ご負担となります。）

■ 郵送での実績報告の場合にのみ別途必要な提出書類

- ①②③はWEB申請同様
- ④信州割 実績報告書（様式第4号）
- ⑤信州割 支援金請求書兼委任状（様式7号）

上記はいずれも下記からダウンロードできます。

<https://tabi-susume.com>

<問い合わせ先>

「信州版 新たな旅のすゝめ」宿泊割事務局

受付時間 平日 10:00～17:00

事務所所在地 〒381-0038
長野県長野市東和田857-1
信州名鉄長野ビル 3F

T E L 026-263-7322

F A X 026-263-0076

E - m a i l tabi-susume@media-ps.co.jp

ホームページ <https://tabi-susume.com>
U R L 内特設ページを開設
